

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会

令和6年度ボランティア・市民活動団体助成金交付要領

1 趣 旨

この要領は、ボランティア・市民活動団体がより自立し、地方公共団体や社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）と対等なパートナーシップを構築するためのボランティア・市民活動に要する経費に対して、協議会が予算の範囲内において助成金を交付し、申請事業について、円滑に実施できるよう協力するものとする。

なお、助成金の交付に関しては、社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 助成金の交付対象

助成金の交付対象となるものは、次の要件をみたすものをいう。

- (1) 協議会が設置するつるがしまボランティア・まちづくりセンターに登録している団体もしくは地域支え合い協議会
- (2) 団体としての活動実績が1年以上あること。ただし、1年以上の継続性が見込まれる活動については、その限りではない
- (3) 特定の政治的または宗教的活動を行う団体でないこと。反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員）ではないこと。
- (4) 前年度に当社協が実施したボランティア・市民活動団体助成を受けた団体でないこと。※第二回募集に限り、登録団体全てを対象とします。

3 助成金の交付内容及び限度額

助成金の交付内容及び限度額は、別表のとおりとする。

4 助成金交付申請の審査

助成金の交付申請書は、要綱第4条の規定に基づき審査する。なお、協議会会長は、審査機関を設置し、申請団体へのヒアリング等、申請内容を審査することができる。

5 助成金交付事業の報告

助成金の交付を受けたものは、要綱第8条に基づく決算報告を行なうほか、協議会が開催する助成金交付事業報告会に参加し、助成金の費途について市民に報告しなければならない。

6 助成金の交付にかかる様式

助成金の交付にかかる申請書等の様式は、要綱の規定に定めるもののほか、次に掲げる関係書類を添付するものとする。

(1) 申請するときに添付する書類

申請者の概要書（様式1）、事業計画書（様式2）

(2) 報告するときに添付する書類

事業成果表（様式3）

別表

助成対象および限度額

| 団体の事業に関わる補助 | | 限度額 |
|-------------|-------------------------|-----|
| A | 市民を対象にした講座、講習会、啓発活動 | 5万円 |
| B | 市民（高齢者・障がい者等）を対象とした活動全般 | |
| C | 子どもたちを中心とした事業 | |
| D | 活動の資質向上に関する学習研修活動 | |
| E | 地域のネットワークづくりのための活動 | |
| F | その他、先駆的・独創的な活動 | |